

Actus Newsletter(資産税)

令和5年度税制改正 暦年課税制度の贈与



令和5年度の税制改正では、以前より検討されておりました「相続税と贈与税の一体課税」についての改正が織り込まれております。暦年課税制度の贈与については、相続財産への足し戻し期間が3年から7年に延長され、また相続時精算課税制度については年間110万円の基礎控除が創設されるなど、大きな改正があります。前号の「相続時精算課税制度」の解説に続き、今号では「暦年課税制度の贈与(以下、暦年贈与)」について生前贈与加算を中心にご紹介します。

■ 暦年贈与における生前贈与加算(現行制度)

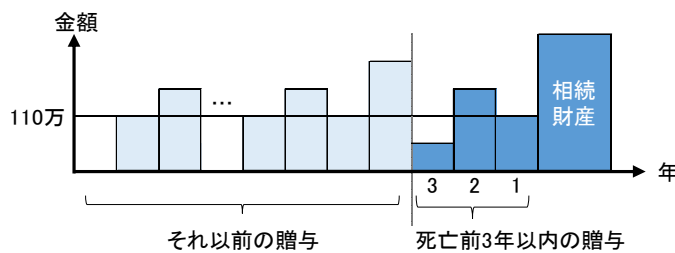
相続人が被相続人(亡くなった方)から生前に受けた贈与のうち、死亡前3年以内の贈与については、相続税の対象財産に加算する必要があります。これを「生前贈与加算」といいます。また加算された贈与財産について贈与税が発生している場合には、相続税の計算より贈与税額を控除されます。

【生前贈与加算の対象者】

- ① 相続または遺贈により財産を取得した者
- ② みなし相続財産(生命保険金や死亡退職金等)を取得した者
- ③ 相続時精算課税制度の適用を受けた贈与により財産を取得した者

※ただし贈与税の配偶者控除、住宅取得資金等、教育資金、結婚・子育て資金による非課税適用を受けた一部の贈与財産を取得した者は、加算対象者から外れます。

【現行制度】 に相続税を課税



暦年ごとに贈与額に対し、累進税率を適用。
基礎控除110万円。

ただし、相続時には、
死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して
相続税を課税(納付済みの贈与税は税額控除)。

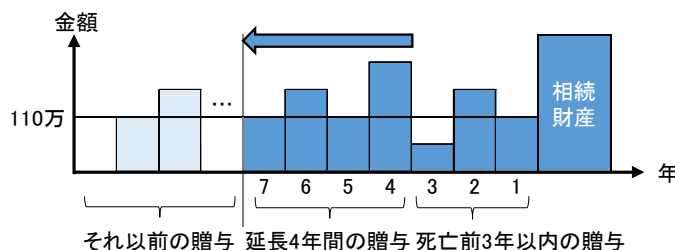
(出典:財務省「令和5年度税制改正(案)のポイント〔資産課税〕」より引用)

■ 暦年贈与における令和5年度税制改正の内容

● 概要

令和5年度税制改正により生前贈与加算制度については、その**加算対象期間**が現行の3年から**7年に延長**されることとなりました。**延長される4年間**(相続開始前3年から7年以内の期間)に受けた贈与については、**総額100万円まで相続財産に加算しない**措置が設けられます。この改正は、**令和6年1月1日以降**に贈与された財産について適用されます。なお生前贈与加算の対象者について、現行制度から変更はありませんでした。

【改正案】 に相続税を課税



加算期間を7年間に延長。

延長4年間に受けた贈与については、
総額100万円まで相続財産に加算しない。

(出典:財務省「令和5年度税制改正(案)のポイント〔資産課税〕」より引用)

● 加算期間の見直しに伴う経過措置のイメージ

令和6年1月1日以降の贈与について適用されるため、実際の加算期間の延長は、令和9年1月1日以降の相続から順次生じることになり、加算期間が7年となるのは、令和13年1月1日以降の相続となります。

加算期間	相続開始日	加算される暦年贈与対象財産
3年	令和6年1月1日以降	相続開始3年前より亡くなった日までに贈与された財産
3年超7年未満	令和9年1月1日以降	令和6年1月1日より亡くなった日までに贈与された財産
7年	令和13年1月1日以降	相続開始7年前より亡くなった日までに贈与された財産

相続のことなら アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。
年間100件以上の申告実績がある
アクタスが丁寧に対応します。

税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、
書面添付制度の導入により税務調査の
対策を随時おこなっています。

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ
に対応し、税金の不安をいち早く
解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での
評価と相続税を計算し、現状を分
析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ
う自筆証書遺言や公正証書遺言の
作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A
まで含め、様々なパターンによる
事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活
用した節税、保険加入や不動産の
提案など様々な節税対策を支援し
ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却
を支援します。

譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！